



第19回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2019年3月28日(木曜日) 午前10時

受付開始 午前9時(予定)

開催場所

東京都港区高輪四丁目10番30号

品川プリンスホテル アネックスタワー5階

プリンスホール

60-61ページにてLINE Clova製品プレゼントについて
ご案内しております。

LINE株式会社 証券コード：3938

CLOSING THE DISTANCE

LINEのミッションは、世界中の人と人、
人と情報・サービスとの距離を縮めることです。

株主・投資家の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご支援とご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。当社は2018年において、資産運用、保険、家計簿等、便利で革新的な金融サービスの提供を本格的に開始しました。LINE Payサービスは、加盟店の拡大やQRコード決済に対する認知度の向上も追い風となり、決済高は順調に伸長しました。さらに、これらの金融事業領域の更なる強化を図るため、銀行業への参入も発表しております。広告事業においては、運用型広告プラットフォームの大幅な刷新に加え、アカウント広告における新料金プランの提供を開始しました。

2019年は、金融事業へ積極的な投資をしつつ、広告事業の着実な成長を通じて、更なる株主価値の向上に努めてまいります。株主の皆様には、当社グループの今後の事業戦略にご期待いただき、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 出澤 剛



株主各位

証券コード 3938

2019年3月8日

東京都新宿区新宿四丁目1番6号

LINE株式会社

代表取締役社長 出澤 剛

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、**2019年3月27日（水曜日）午後6時30分までに**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

■ インターネット等による議決権の行使

6ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

■ インターネットによる開示について

下記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づきインターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
- ②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

アドレス <https://linecorp.com/ja/ir/stock>

記

1	日時	2019年3月28日（木曜日）午前10時 受付開始：午前9時（予定）
2	場所	東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル アネックスタワー5階 プリンスホール
3	目的事項	
	報告事項	1. 第19期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第19期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件 第6号議案 社外取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

以上

お知らせ

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、本招集で通知をご持参ください。
- ・株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://linecorp.com/ja/ir/stock>）に修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。ぜひとも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただく場合

当日でご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主でない代理人あるいは同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日でご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

開催日時 2019年3月28日（木）午前10時
開催場所 品川プリンスホテル アネックスタワー5階 プリンスホール

※末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。



議決権行使書を郵送する場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。
議決権行使書のご記入方法につきましては右記をご参照ください。

行使期限 2019年3月27日（水）午後6時30分必着



インターネットによる議決権行使の場合

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2019年3月27日（水）午後6時30分まで



議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使書のご記入方法のご案内

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要な、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

第1、4、5、6号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使をご利用するにあたって

議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となりますので、ご準備ください。

行使について

議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。

議決権行使ウェブサイト>>> <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループの事業内容の拡大及び今後の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第1条 （条文省略）	第1条 （現行どおり）
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
（1） （条文省略）	（1） （現行どおり）
（2） 通信ネットワーク及び電子技術を利用した各種情報収集・提供サービス	（2） 通信ネットワーク及び電子技術を利用した各種情報収集・ <u>処理</u> ・提供サービス
（3）～（22） （条文省略）	（3）～（22） （現行どおり）
（23） 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業	（23） 広告、宣伝に関する企画、制作、 <u>販売及び広告代理店業並びに販売促進活動に関する申込受付、顧客管理等の代行業務</u>
（24）～（28） （条文省略）	（24）～（28） （現行どおり）
（29） 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介及び保証、クレジットカードの取扱、金融商品取引業、銀行代理業その他金融業	（29） 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介及び保証、クレジットカードの取扱、金融商品取引業、銀行代理業、 <u>電子決済等代行業、金融商品仲介業、その他金融業</u>
（30） （条文省略）	（30） （現行どおり）
（31） 各種事業に対する投資並びに企業の合併、提携、事業又は有価証券の譲渡、仲介、斡旋に関する業務	（31） <u>下記を含む</u> 各種事業に対する投資及び企業の合併、提携、事業又は有価証券若しくは金銭債権の取得、譲渡、仲介、斡旋に関する業務
（新設）	① <u>投資事業有限責任組合財産、その他の投資事業組合財産の運用及び管理並びに投資事業有限責任組合、その他の投資事業組合への出資</u>
（新設）	② <u>投資事業有限責任組合契約、匿名組合契約その他の投資事業組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理</u>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(32) (条文省略)	(32) (現行どおり)
(新設)	(33) <u>少額短期保険の募集、契約締結の代理及び媒介に関する業務</u>
(新設)	(34) <u>仮想通貨交換業</u>
(新設)	(35) <u>旅行業法に基づく旅行業、旅行代理業及び旅行サービス手配業</u>
(33) 不動産の管理及び賃貸業	(36) 不動産の管理及び賃貸業
(34) 企業・団体の委託を受けて行う下記の業務	(37) 企業・団体の委託を受けて行う下記の業務
① 経営分析、事業計画、統計管理及び広報等に関する資料の企画、収集、作成、発行及び管理業務	① 経営分析、事業計画、統計管理及び広報等に関する資料の企画、収集、作成、発行及び管理業務
② 帳簿の記帳、金銭の出納及び決算に関する事務の処理業務	② 帳簿の記帳、金銭の出納及び決算に関する事務の処理業務
③ 従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務	③ 従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務
(新設)	④ <u>インターネット等のネットワークを利用した情報システム及び通信ネットワークの企画、設計、運用に関する受託</u>
(35) 経営指導のための企業管理・経営受託	(38) 経営指導のための企業管理・経営受託
(36) 著作権、意匠権、商標権及び工業所有権の取得、販売、使用許諾並びにその管理運用	(39) 著作権、意匠権、商標権及び工業所有権の取得、販売、使用許諾並びにその管理運用
(37) 前各号と関連したコンサルティング又は輸出入業務	(40) 前各号と関連したコンサルティング、 <u>輸出入及び小売業務</u>
(38) 前各号に付帯する一切の事業	(41) 前各号に付帯する一切の事業
第3条～第43条 (条文省略)	第3条～第43条 (現行どおり)

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者名		当社における地位及び担当
1	出澤 剛（イデザワ タケシ）	再任	代表取締役社長CEO
2	舩田 淳（マスダ ジュン）	再任	取締役CSMO
3	慎 ジュンホ（シン ジュンホ）	再任	取締役CWO
4	黄 仁竣（ファン インジュン）	再任	取締役CFO
5	李 海珍（イ ヘジン）	再任	取締役会長
6	國廣 正（クニヒロ タダシ）	再任 社外 独立	取締役
7	小高 功嗣（コタカ コウジ）	再任 社外 独立	取締役
8	鳩山 玲人（ハトヤマ レヒト）	再任 社外 独立	取締役

- （注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 國廣正氏、小高功嗣氏及び鳩山玲人氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第28条第2項において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めており、國廣正氏、小高功嗣氏、鳩山玲人氏との間で責任限定契約を締結しております。その限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となっております。本定時株主総会において、國廣正氏、小高功嗣氏、鳩山玲人氏の再任をご承認いただいた場合は、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、國廣正氏、小高功嗣氏、鳩山玲人氏の3氏を、当社が株式を上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本定時株主総会において3氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

候補者番号
1

イ デ ザ ワ
出澤

タ ケ シ
剛 (1973年 6月9日生)

再任



所有する
当社普通株式の数 30,000 株

取締役在任期間 7年2か月

■ 略歴、当社における地位及び担当

2007年 4月 (株)ライブドア(現NHNデコラス(株)) 代表取締役社長
2012年 1月 当社取締役ウェブサービス本部長
2014年 1月 当社取締役COO
2014年 4月 当社代表取締役COO
2015年 4月 当社代表取締役社長CEO(現任)
2017年10月 LINE Book Distribution(株) 代表取締役(現任)
2018年 7月 LINE Digital Frontier(株) 代表取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

LINE Book Distribution(株) 代表取締役、LINE Digital Frontier(株) 代表取締役

■ 候補者と当社との特別の利害関係等

出澤 剛氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

選任の理由

旧(株)ライブドアの経営再建を果たした実績を持ち、当社の経営全般を統括し、組織の統制において強いリーダーシップを発揮しております。かかる実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号
2

マ ス ダ
舩田

ジュン
淳 (1977年 4月22日生)

再任



所有する
当社普通株式の数 5,000 株

取締役在任期間 4年

■ 略歴、当社における地位及び担当

2007年11月 百度(株)(現バイドゥ(株)) 取締役Vice President of Products and Marketing
2008年10月 ネイバージャパン(株)(現当社) 入社 事業戦略室長
2012年 1月 当社執行役員事業戦略室長
2014年 4月 当社上級執行役員CSMO
2014年 9月 LINE Ventures(株) 代表取締役(現任)
2014年12月 LINE MUSIC(株) 代表取締役(現任)
2015年 3月 当社取締役CSMO(現任)
2016年11月 夢の街創造委員会(株) 取締役(現任)
2017年 9月 LINE TICKET(株) 代表取締役(現任)
2018年10月 LINE Tapas(株)(現LINE CONOMI(株)) 代表取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

LINE Ventures(株) 代表取締役、LINE MUSIC(株) 代表取締役、夢の街創造委員会(株) 取締役、LINE TICKET(株) 代表取締役、LINE CONOMI(株) 代表取締役

■ 候補者と当社との特別の利害関係等

舩田 淳氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

選任の理由

日本国内のプロダクト戦略及び国内のマーケティング戦略全般を担当し、LINEのブランド価値向上や迅速かつ革新的な事業開発を推進しております。かかる実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号
3

シン
慎

ジ ユ ン ホ

ジュンホ (1972年 2月25日生)

再任



所有する

当社普通株式の数 4,760,500 株

取締役在任期間 7年2か月

■ 略歴、当社における地位及び担当

1996年 2月 韓国研究開発情報センター 入所
1999年 7月 OZ Technology, Inc. 入社
2002年 4月 Neowiz Games Corporation 入社
2005年 6月 (株) 1noon (現NAVER Corporation) 入社
2008年 12月 (株) 1noon役員企画本部長 (日本)
2012年 1月 当社取締役
2013年 3月 LINE Plus Corporation代表取締役 (現任)
2014年 4月 当社取締役CGO
2018年 4月 当社取締役CSO
2019年 2月 当社取締役CWO (現任)

■ 重要な兼職の状況

LINE Plus Corporation代表取締役

■ 候補者と当社との特別の利害関係等

慎 ジュンホ氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

選任の理由

プロダクト戦略及びビジネス戦略全般を担当し、革新的なビジネスプランの創出やビジネス化の旗振り役として、当社グループの成長を牽引しております。かかる実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号
4

ファン
黄

インジュン

仁俊 (1965年 6月16日生)

再任



所有する

当社普通株式の数 ー 株

取締役在任期間 10年3か月

■ 略歴、当社における地位及び担当

1992年 8月 サムスン電子 (株) 入社
1998年 8月 クレジット・スイス (現クレディ・スイス銀行) 入行
2003年 1月 サムスン証券 (株) 入社
2004年 6月 ウリ金融持株 (株) 入社
2007年 3月 ウリ投資証券 (株) 入社
2008年 8月 NHN Corporation (現NAVER Corporation) 入社
2008年 11月 同社取締役、同社最高財務責任者 (CFO)
2008年 12月 当社取締役
2015年 4月 当社取締役CFO (現任)
2017年 5月 LINE Ventures (株) 代表取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

LINE Ventures (株) 代表取締役

■ 候補者と当社との特別の利害関係等

黄 仁俊氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

選任の理由

当社のIR・財務経理部門や海外子会社の管理部門を統括し、機動的な財務戦略の実行を推進しております。また、金融サービス参入の実現に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号
5

イヘジン
李海珍 (1967年 6月22日生)

再任



所有する
当社普通株式の数 4,594,000 株

取締役在任期間 12年

■ 略歴、当社における地位及び担当

1992年 2月 三星SDS 入社
1999年 6月 Naver.com Inc. (現NAVER Corporation) 代表取締役
2005年 11月 同社取締役、同社取締役会議長
2007年 3月 当社取締役 (非常勤)
2012年 1月 当社取締役会長 (非常勤) (現任)
2018年 3月 NAVER Corporation Global Investment Officer (現任)

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 候補者と当社との特別の利害関係等

李 海珍氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

選任の理由

NAVERグループの創業者であり、経営全般に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。当社の会長としての立場から取締役会において経営全般に関する適切な助言を行い、取締役としての職責を果たしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号
6

クニヒロ
國廣 正 (1955年 11月29日生)

再任

社外

独立



所有する
当社普通株式の数 676 株

社外取締役在任期間 3年5か月

■ 略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 弁護士登録
那須・井口法律事務所 入所
1994年 1月 國廣法律事務所 (現 国広総合法律事務所) 開設 (現任)
2007年 6月 東京海上日動火災保険 (株) 社外取締役 (現任)
2012年 6月 三菱商事 (株) 社外監査役 (現任)
2015年 10月 当社社外取締役 (現任)
2017年 6月 オムロン (株) 社外監査役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

国広総合法律事務所 弁護士、東京海上日動火災保険 (株) 社外取締役、三菱商事 (株) 社外監査役、オムロン (株) 社外監査役

■ 候補者と当社との特別の利害関係等

國廣 正氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

選任の理由

弁護士として企業の危機管理やコンプライアンス体制に関する幅広い知見を有しております。特に危機管理プロセスの整備に関する適切かつ有益な助言・提言を行っており、社外取締役としての重要な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役として適任と判断しております。

候補者番号
7

コ タ カ
小高

コ ウ ジ
功嗣

(1958年 5月14日生)

再任

社外

独立



所有する

当社普通株式の数 2,500 株

社外取締役在任期間 3年1か月

■ 略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 佐藤・津田法律事務所 入所
1987年 4月 弁護士登録
1990年 8月 ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券（株））入社
1998年11月 同社マネージングディレクター
2006年11月 同社パートナー
2009年12月 西村あさひ法律事務所 入所
2011年 1月 小高功嗣法律事務所 開設（現任）
2013年 6月 マネックスグループ（株）社外取締役
2015年 5月 ジャパン・シニアリビング投資法人監督役員
2016年 2月 当社社外取締役（現任）
2018年 3月 ケネディクス（株）社外取締役（現任）
2018年 8月 Apollo Management Japan Limited 日本における代表者（現任）

■ 重要な兼職の状況

小高功嗣法律事務所 弁護士、ケネディクス（株）社外取締役、
Apollo Management Japan Limited 日本における代表者

■ 候補者と当社との特別の利害関係等

小高 功嗣氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

選任の理由

弁護士としての法律の専門知識と投資銀行家としての金融分野の豊富な知見を有しております。当社の意思決定に対して、金融・資本市場等に関わる高度な専門知識に基づく適切かつ有益な助言・提言を行っており、社外取締役としての重要な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号
8

ハトヤマ
鳩山

レ ヒ ト
玲人

(1974年 1月12日生)

再任

社外

独立



所有する

当社普通株式の数 338 株

社外取締役在任期間 3年

■ 略歴、当社における地位及び担当

1997年 4月 三菱商事（株）入社
2008年 5月 （株）サンリオ 入社
2010年 6月 （株）サンリオ取締役
2013年 4月 （株）サンリオ常務取締役
2016年 3月 当社社外取締役（現任）
2016年 4月 ピジョン（株）社外取締役（現任）
2016年 6月 トランスコスモス（株）社外取締役（現任）
2016年 7月 （株）鳩山総合研究所代表取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

（株）鳩山総合研究所代表取締役、ピジョン（株）社外取締役、トランスコスモス（株）社外取締役

■ 候補者と当社との特別の利害関係等

鳩山 玲人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

選任の理由

コンテンツビジネス及びキャラクターライセンスビジネスを中心に、海外における事業展開及び経営管理に関する豊富な知見を有しております。当社の意思決定に対して、企業経営で培われた実践的な視点から適切かつ有益な助言・提言を行っており、社外取締役として重要な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者名		当社における地位
1	倉澤 仁（クラサワ ヒトシ）	再任 社外 独立	常勤監査役
2	行方 洋一（ナメカタ ヨウイチ）	新任 社外 独立	
3	植松 則行（ウエマツ ノリユキ）	新任 社外 独立	

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 倉澤仁氏、行方洋一氏及び植松則行氏は社外監査役候補者であります。

3. 当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第36条第2項において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めており、倉澤仁氏との間で責任限定契約を締結しております。その限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となっております。本定時株主総会において、倉澤仁氏の再任をご承認いただいた場合は、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、行方洋一氏及び植松則行氏の選任をご承認いただいた場合は、当社は両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、倉澤仁氏を、当社が株式を上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本定時株主総会において再任をご承認いただいた場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、行方洋一氏及び植松則行氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、両氏の選任をご承認いただいた場合は、当社は両氏を独立役員として指定する予定であります。

候補者番号
1

クラサワ
倉澤

ヒトシ
仁

(1950年 12月12日生)

再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位

1973年 4月 (株) 北辰電機製作所 入社
1978年 5月 バイオニア (株) 入社
1996年 6月 (株) エヌケービー取締役
2000年 2月 (株) ぐるなび監査役
2006年 6月 同社取締役副社長
2012年 6月 (株) 飯能ゴルフ倶楽部取締役
2013年 4月 当社常勤社外監査役 (現任)

所有する
当社普通株式の数 — 株

監査役在任期間 5年11か月

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 候補者と当社との特別の利害関係等

倉澤 仁氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

■ 選任の理由

長年の企業経営の経験及び財務及び会計に関する知見を有していることから、引き続き経営の監視・監査及び助言を行っていただきたいと考えており、社外監査役候補者といたしました。

候補者番号
2

ナメカタ
行方

ヨウイチ
洋一

(1969年 3月21日生)

新任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位

1996年 4月 弁護士登録
東京フレックス法律事務所 入所
1998年 5月 渥美・臼井法律事務所 (現 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業) 入所
1999年 8月 メリルリンチ日本証券 (株) 入社
2003年 5月 金融庁検査局 専門検査官
2006年 7月 新村総合法律事務所 入所
2008年 1月 東京青山・青木・狛法律事務所 (現 ベーカー&マッケンジー法律事務所・外国法共同事業) 入所
2009年 8月 ブレークモア法律事務所 入所
2013年 8月 行方国際法律事務所開設 (現任)
2018年 6月 スルガ銀行 (株) 社外監査役 (現任)

所有する
当社普通株式の数 — 株

監査役在任期間 一年

■ 重要な兼職の状況

行方国際法律事務所 代表弁護士、スルガ銀行 (株) 社外監査役

■ 候補者と当社との特別の利害関係等

行方 洋一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

■ 選任の理由

コンプライアンスや内部統制、金融関連法を中心とした弁護士としての豊富な経験及び高い見識を有していることから、経営の監視・監査及び助言を行っていただきたいと考えており、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外監査役となること以外で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 略歴、当社における地位

1985年 3月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所
1988年 10月 公認会計士登録
1998年 1月 デロイトトーマツコンサルティング（現 アビームコンサルティング（株）） 入社
1999年 6月 同社 製造グループ及び九州事業部担当パートナー
2003年 8月 （株）電通 入社
2008年 7月 植松公認会計士事務所所長（現任）
2011年 6月 （有）エス・ユー・コンサルタント代表取締役（現任）
2015年 1月 （株）鎌倉新書社外監査役
2016年 4月 （株）鎌倉新書社外取締役・監査等委員（現任）
2016年 6月 アステラス製薬（株）社外監査役
2018年 6月 アステラス製薬（株）社外取締役・監査等委員（現任）

所有する
当社普通株式の数 一 株

監査役在任期間 一年

■ 重要な兼職の状況

植松公認会計士事務所 所長、（有）エス・ユー・コンサルタント代表取締役
（株）鎌倉新書社外取締役・監査等委員、アステラス製薬（株）社外取締役・監査等委員

■ 候補者と当社との特別の利害関係等

植松 則行氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

■ 選任の理由

公認会計士として、長年にわたり企業の会計監査、調査業務、アドバイザリー業務等を経験しており、豊富な経験と高い見識を有していることから、経営の監視・監査及び助言を行っていただきたいと考えており、社外監査役候補者といいたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ス マ ア キ
須田 雅秋 (1972年 10月18日生)

■略歴、当社における地位

1995年 4月 中央監査法人 入所

1997年 5月 公認会計士登録

2001年 7月 (株)日本総合研究所 入所

2008年 3月 PwCアドバイザリー (株) (現 PwCアドバイザリー合同会社) 入社

2016年 5月 須田公認会計士事務所開設 (現任)

所有する
当社普通株式の数 一 株

■重要な兼職の状況

須田公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 須田雅秋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 須田雅秋氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 須田雅秋氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第36条第2項において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めております。須田雅秋氏が監査役に就任した場合には、当社定款の定めに基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由

当社取締役（社外取締役を含みます。）の報酬は、2015年3月31日開催の第15回定時株主総会において年額10億円以内と決議いただいておりますが、今般、中長期的かつ継続的な企業価値及び株主価値の向上に資するインセンティブを与えることを目的として、当社の取締役に対する新たな株式報酬制度を導入することといたしました。つきましては、当該株式報酬制度に基づき、上記報酬枠とは別枠として、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対し、第20期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）において、ストック・オプションとして、以下の内容の新株予約権を割り当てることとし、当該新株予約権に関する報酬等の額を、80億円を上限として設定することにつきご承認をお願いするものであります。

本件ストック・オプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

当該株式報酬制度の導入にあたって、取締役の報酬制度や報酬水準の妥当性、決定プロセスの独立性、客観性及び透明性を確保するため、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会を設置し、同委員会の提言を踏まえ、本議案を付議しております。

なお、第2号議案が原案どおり承認されますと、本議案の対象となる当社の取締役は、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役4名となります。

2. 当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の総数並びに目的となる株式の種類及び数

(ア) 新株予約権の総数

30,240個を第20期に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

(イ) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は付与株式数につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方法により算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は行使価額につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。以下本項及び第5項において同じ。）において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる個数を上限として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、当該各号に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- ①新株予約権の割当日の3年後の応当日から10年後の応当日まで
割当てを受けた本新株予約権の総数の20%
- ②新株予約権の割当日の4年後の応当日から10年後の応当日まで
割当てを受けた本新株予約権の総数の50%
- ③新株予約権の割当日の5年後の応当日から10年後の応当日まで
割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

(5) 新株予約権の行使の条件

(ア)新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(イ)新株予約権者は、当社普通株式の株価が以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該各号に掲げる個数の本新株予約権を行使することができる。この場合において、当該各号に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価（第1号に定義する。）の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の各号に定める条件を満たした場合には、第4項に定める期間及び行使可能個数の上限に従い、本件新株予約権を行使することができる。

- ①新株予約権の割当日の3年後の応当日から6年後の応当日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本項各号において同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、7,518円（以下「基準株価」という。）を超える場合
割当てを受けた本新株予約権の総数の20%
- ②新株予約権の割当日の4年後の応当日から7年後の応当日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた本新株予約権の総数の30%
- ③新株予約権の割当日の5年後の応当日から8年後の応当日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

(ウ)その他の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

第6号議案 社外取締役に対するストック・オプションとしての 新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由

第5号議案「1. 提案の理由」記載のとおり、当社取締役（社外取締役を含みます。）の報酬は、2015年3月31日開催の第15回定時株主総会において年額10億円以内と決議いただいておりますが、今般、中長期的かつ継続的な企業価値及び株主価値の向上に資するインセンティブを与えることを目的として、当社の取締役に対する新たな株式報酬制度を導入することといたしました。つきましては、当該株式報酬制度に基づき、上記報酬枠とは別枠として、当社の社外取締役に対し、第20期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）において、ストック・オプションとして、以下の内容の新株予約権を割り当てることとし、当該新株予約権に関する報酬等の額を、6,300万円を上限として設定することにつきご承認をお願いするものであります。

本件ストック・オプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。また、本議案によるストック・オプションについては、株価を基準とする行使条件を設定いたしません。

当該株式報酬制度の導入にあたって、取締役の報酬制度や報酬水準の妥当性、決定プロセスの独立性、客観性及び透明性を確保するため、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会を設置し、同委員会の提言を踏まえ、本議案を付議しております。

なお、第2号議案が原案どおり承認されますと、本議案の対象となる社外取締役は、3名となります。

2. 当社の社外取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の総数並びに目的となる株式の種類及び数

(ア) 新株予約権の総数

240個を第20期に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

(イ) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は付与株式数につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方法により算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は行使価額につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる個数を上限として本新株予約権を行使することができる。この場合において、当該各号に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

①新株予約権の割当日の3年後の応当日から10年後の応当日まで

割当てを受けた本新株予約権の総数の20%

②新株予約権の割当日の4年後の応当日から10年後の応当日まで

割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

③新株予約権の割当日の5年後の応当日から10年後の応当日まで

割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

(5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

その他の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

添付書類
事業報告 2018年1月1日から2018年12月31日
まで

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当社グループは、モバイルメッセージ・アプリケーション「LINE」を入り口として、人々の生活すべてが完結する世界の実現を目指す、スマートポータル戦略を推進しております。

2018年12月末時点の主要4ヵ国（日本、台湾、タイ、インドネシア）における「LINE」のMAU*は1億6,400万人（前年末比2.1%減）、国内MAUは1年間で570万人増加し、7,900万人まで成長いたしました。

また、ユーザーとのエンゲージメントの強さを示す指標である主要4ヵ国DAU**/MAU比率は77%と引き続き高水準で安定し、特に日本においては85%と圧倒的な利用率を誇っております。

「LINE」のエンゲージメントの高さは、当社グループの戦略推進及び今後の事業拡大において優位にあります。当社グループは、この「LINE」を基盤とし、スタンプやゲーム、マンガ、ニュース等のコンテンツサービスや、決済やショッピングといった様々な領域でNo.1サービスを創出してまいりました。これらのサービスが発展することにより蓄積された膨大なノウハウやデータを活用し、さらに各ユーザーに最適なサービスを提供できるという好循環を実現しております。

なお、2018年度からは、コア事業と戦略事業に区分して業績を開示しております。コア事業は、コンテンツサービスや広告等、当社グループの成長と収益に貢献している事業で構成し、戦略事業は、LINE Payに代表されるFintech、AI及びLINE FRIENDSやLINEショッピング等のコマース等で構成しております。この区分は、コア事業でしっかりと収益をあげつつ、今後大きな成長が期待できる戦略事業に積極的な投資を実行することで、中長期的な事業成長を目指す当社グループの戦略を明確にしたものであります。

売上収益

2,072億円

前期比 24.0%増

営業利益

161億円

前期比 35.8%減

当社の株主に帰属する
当期純利益

△ 37億円

2017年度 81億円

2018年度における当社グループの売上収益は前連結会計年度比24.0%増***の2,072億円となり、過去最高を達成いたしました。これは主にディスプレイ広告やアカウント広告サービスの順調な成長により広告売上が増加したことによるものです。営業利益は、事業拡大に伴う人件費の増加、戦略事業推進のための開発費用の増大、コンテンツサービス及びFintech等におけるマーケティング費用の増加等により、前連結会計年度比35.8%減の161億円となりました。これらの結果、当社の株主に帰属する当期純利益は37億円の損失（前連結会計年度は81億円の利益）となりました。

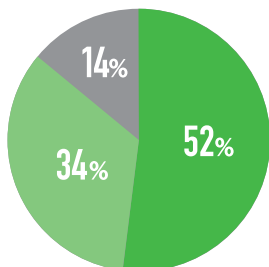
* 月間アクティブユーザー数（MAU：Monthly Active Users）：その特定の月において、モバイル端末から1回以上LINE若しくはLINE GAMEを起動したユーザーアカウント数、又はPCやモバイル端末からLINE若しくはLINEを基盤としたその他関連アプリケーションを起動しメッセージを送信したユーザーアカウント数をいいます。

** 日次アクティブユーザー数（DAU：Daily Active Users）：その特定の日次において、モバイル端末から1回以上LINE若しくはLINE GAMEを起動したユーザーアカウント数、又はPCやモバイル端末からLINE若しくはLINEを基盤としたその他関連アプリケーションを起動しメッセージを送信したユーザーアカウント数をいいます。

*** 当社グループは、2018年度よりIFRS第15号を適用しておりますが、完全遡及アプローチではなく、修正遡及アプローチを採用しているため、2017年度の連結業績は従前の会計基準であるIAS第18号に基づく数値であり、2018年度の連結業績はIFRS第15号に基づく数値となります。

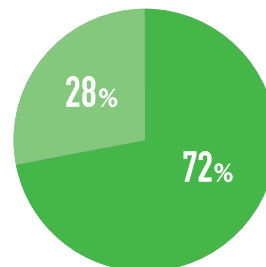
売上収益構成比（2018年12月期）

コア事業 [■ 広告
■ コンテンツ／コミュニケーション／その他
■ 戦略事業



グローバル売上構成比（2018年12月期）

■ 国内
■ 海外



セグメント別の状況*

コア事業

売上収益 **1,784** 億円 前期比 **19.6** %増

広告事業

主なサービス：

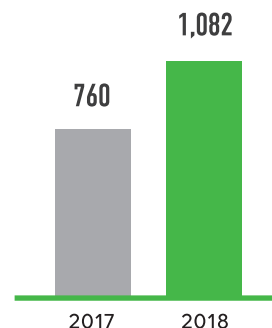
LINE Ads Platform、LINE公式アカウント、LINE@、スポンサードスタンプ、LINEバイト等

■インターネット広告市場の堅調な拡大を背景に、広告サービスの売上収益は1,082億円（前連結会計年度比42.5%増）、全売上収益に占める割合は52.2%となり、当社グループの売上収益全体を押し上げる原動力となりました。

■運用型広告プラットフォームを提供するディスプレイ広告では、広告配信システムの更なる最適化を図るため、大幅なプラットフォームの刷新を実施しました。また、継続的な広告プラットフォームの機能向上や広告主の増加等により、売上収益は前連結会計年度比36.1%と大きな成長を達成しております。

■アカウント広告は、広告主の裾野の広がりに対応すべく、「LINE公式アカウント」において従量課金による新プランの提供を開始しました。また、引き続き、国内外において公式アカウントやLINE@のアカウント数が増加したことにより、売上収益は前連結会計年度比45.7%の増加となりました。

売上収益 1,082億円
前期比 42.5%増



コンテンツ、コミュニケーション、その他

主なサービス：

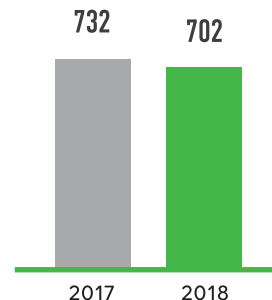
スタンプ、着せかえ、LINE GAME、LINEマンガ、LINE MUSIC等

■コンテンツ、コミュニケーション、その他の売上収益は702億円、前連結会計年度比4.1%の減少となりました。

■LINE GAMEは、大型のコラボレーションやイベント等を実施し、既存タイトルを中心に売上収益は底堅く推移しました。

■LINEマンガ、LINE MUSICにおいては、機能改善やコンテンツ強化等の施策を実施した結果、順調にサービスは成長し、決済高、ユーザー数も大幅に上昇しました。

売上収益 702億円
前期比 4.1%減



戦略事業

売上収益 **288** 億円 前期比 **60.0** %増

Fintech、コマース、AI

主なサービス：

LINE Pay、LINEほけん、LINEスマート投資、LINE家計簿
LINE FRIENDS、LINEショッピング、LINEデリマ、LINE Clova等

■LINE Payは、更なるコード決済普及のため、「LINEウォレット」タブの導入や、LINE Payの利用状況に応じた還元率でLINEポイントが付与される「マイカラー」プログラムを開始しました。加えて、「QUICPay」との提携やコード決済の認知度の高まりも追い風となり、LINE Pay国内スマホ決済対応箇所は100万箇所を達成しました。これらの施策により、台湾、タイを含むLINE Payの決済高は大きな成長を見せ、前連結会計年度比126.0%増の1兆687億円となりました。

■その他の金融事業に関しても、LINEほけん、LINEスマート投資、LINE家計簿を新たにリリースし、順調にサービスを拡大しました。

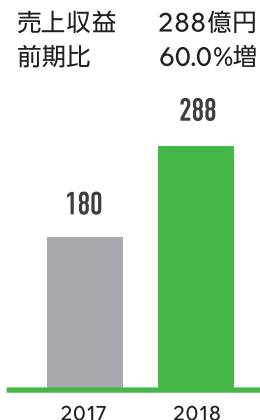
■LINE FRIENDSは、アイドルグループのBTSがプロデュースするBT21のキャラクターグッズが各国で人気を得ており、売上収益の成長に貢献しました。

■LINEショッピングは、2018年3月に月間アクティブユーザー数が1,000万人を突破し、取扱高は大幅に増加しました。LINEデリマにおいても、会員数が650万人を超え、順調にサービスを拡大しております。

■LINE Clovaは、新たに「Clova Friends mini」を発売しました。また、トヨタ自動車（株）との連携による「Clova Auto」を発表しました。

* 当社グループは、2018年度よりIFRS第15号を適用しておりますが、完全遡及アプローチではなく、修正遡及アプローチを採用しているため、2017年度の連結業績は従前の会計基準であるIAS第18号に基づく数値であり、2018年度の連結業績はIFRS第15号に基づく数値となります。

また、当社グループは、2018年度よりセグメント別の損益管理を行っており、2017年度のセグメント別損益は実務上可能な範囲でのみ2018年度と同様の方法でセグメント別の損益を計算し、修正再表示しております。



2018年の取組み

「LINE Pay」決済革命

当社は、将来のキャッシュレス・ウォレットレス社会を見据え、2018年度においてLINE Pay決済ユーザーの増加及び決済箇所の拡大に注力してまいりました。

3月には、「LINE」アプリ内に、当社の金融サービスへの入り口となる「LINEウォレット」を設置しました。この「LINEウォレット」は、LINE PayやLINEポイントといったサービスを中心に構成されており、よりスムーズに送金や決済を行うことが可能となりました。

ユーザー向けの施策としては、LINE Payの認知拡大と、キャッシュレスな世界を体験、習慣化してもらうために、スマートフォンを使った簡単送金の促進や、年末には、お支払金額の20%還元等さまざまなキャンペーンを展開いたしました。6月からは、より多く利用するほど還元率が上昇する「マイカラー」プログラムを導入、さらに8月には、向こう1年間、QRコード、バーコードでの決済時に追加で3%（マイカラーと合わせて最大5%）還元することを発表いたしました。

また、LINE Payに対応した決済箇所についても、インバウンド需要やコード決済の認知度の高まりが追い風となり、順調に拡大しました。「QUICPay」との提携や「LINE Pay店舗用アプリ」や「LINE Pay据置端末」（コード決済専用端末）の提供を開始する等の施策により、11月には2018年の目標として掲げていた国内スマホ決済対応箇所100万箇所を達成いたしました。



さらに、自治体との連携を強化し、地域社会でのキャッシュレス推進や、請求書に印字されたバーコードを読み取ることで、スマホで簡単に支払いできる「LINE Pay 請求書支払い」機能を税金納付に対応させる等の取組みを発表しております。

これらの施策により、日本国内での利用が拡大したほか、LINE Payの台湾、タイを含むグローバルでの決済高も大きな成長を見せ、前連結会計年度比126.0%増の1兆687億円となりました。



金融事業の拡大

当社は決済以外の金融分野への足がかりとして、2018年には、新たに3つのサービスを開始しました。

- ①必要な時に手軽にアプリを経由して損害保険に加入できる「LINEほけん」
- ②身近なテーマにアプリから気軽に投資できる「LINEスマート投資」
- ③個人向け家計簿・資産管理サービス「LINE家計簿」

「LINEほけん」においては、2018年10月のサービス開始から約1週間で、公式アカウントの友だち登録数は300万人を突破しました。「LINE家計簿」においても、サービス開始から約2ヶ月の2019年1月には登録ユーザー数が200万人を超え、好調な滑り出しを見せました。2018年3月には野村ホールディングス(株)とオンライン証券サービスを提供する合併会社設立を発表いたしました。

また、2018年11月には、新銀行の設立検討開始に向け、LINE Financial(株)及び(株)みずほ銀行を通じた共同出資による準備会社設立、並びにスコアリングサービス「LINEスコア」及びローンサービス「LINEポケットマネー」について発表いたしました。

LINE ほけん	LINE スマート投資	LINE 家計簿
LINE スコア	LINE ポケットマネー	LINE 証券

(2) 財産及び損益の状況の推移

当社の主な連結指標の推移は下表のとおりであります。

区分	期別	第16期	第17期	第18期	第19期 (当連結会計年度)
売上収益	(百万円)	120,406	140,704	167,147	207,182
継続事業に係る税引 前利益 (△は損失)	(百万円)	△530	17,990	18,145	3,354
当社の株主に帰属する 当期純利益 (△は損失)	(百万円)	△7,582	6,763	8,078	△3,718
基本的1株当たり純 利益 (△は損失)	(円)	△43.33	34.84	36.56	△15.62
資産合計	(百万円)	122,159	256,089	303,439	486,587
資本合計	(百万円)	17,533	161,023	189,977	208,514

(注) 上記指標は、指定国際会計基準（IFRS）に基づいて作成された連結計算書類に基づいております。

(3) 対処すべき課題

当社グループが属するインターネット業界については、急激に市場が拡大しているものの、新規参入企業の増加に伴い、競争環境も激化しております。

このような状況の下、当社グループは「LINE」を社会的インフラとして成長させ、多様化するユーザーのニーズに応えるための継続的な新規コンテンツ及びサービスの拡充や、それを実現するための組織体制を整備し、今後の規模拡大に伴い、コーポレートガバナンスの強化も重要な課題として認識しております。

これらを具体化するため、以下の点を主な経営の課題と認識しております。

① 「LINE」の継続的成長

当社グループでは、「LINE」を通じてユーザーが必要とするコンテンツやサービスを提供し続けることが当社グループの安定的・継続的な発展に必要な不可欠であると考えております。そのためには、「LINE」が日常生活に必要なコミュニケーションツールとして機能しながら、ゲーム、ニュース、音楽・動画等のコンテンツを提供したり、決済やオンラインショッピング等ユーザーの生活をより豊かにするサービスを追加したりすることで、「LINE」が生活の全ての入口となることを目指しております。

継続的な新規コンテンツの提供とサービスラインナップの拡大は、ユーザー数を増加させ、ユーザーエンゲージメントを高めるとともに、LINEプラットフォームをより強固なものにします。これにより、広告主に対してもターゲットを絞った双方向のマーケティングソリューションの提供を可能にし、当社グループの収益機会の増加につながります。

当社グループでは、今後も高い企画力・開発力により、革新的なサービスを提供することに取り組んでいく方針であります。

② 収益基盤の拡大

当社グループでは、常に新しい収益化の機会を探索しております。「LINE」を通じたユーザー基盤の拡大に加え、LINEプラットフォーム上でユーザーの生活をより豊かで便利なものにするコンテンツやサービスを提供し、これらのサービスがユーザーの利用に応じてそれぞれ成長することで収益基盤を拡大しております。さらに、これらのコンテンツサービスの提供を通じ高いユーザーエンゲージメントを維持することで、広告主にとってもメディア価値の高いプラットフォームとなり広告収益の拡大につながります。

また、当社グループでは、安定的かつ継続的な収益を確保するために、新サービスの導入を積極的に行っております。当社が「コア事業」と位置付けている広告、コミュニケーション及びコンテンツの分野におけるユーザー、広告主及びプラットフォーム提携先に対する提供価値の向上に加えて、中長期的な成長に貢献すると考え「戦略事業」と位置付けているFintech、コマース及びAIを中心とした注力領域において、既存サービスの発展及び新規サービスの導入を通じ新たな付加価値の創出を加速してまいります。

③ 海外における事業展開

当社グループは、2011年6月にモバイルメッセージ・アプリケーション「LINE」を日本でリリースし、その後、海外に順次展開いたしました。今日、「LINE」はユーザー規模において日本、タイ、台湾及びインドネシアにおけるモバイルメッセージ・アプリケーションの主要なプレーヤーであり、また、米国、大韓民国、ベトナム、サウジアラビア、マレーシア等を含むその他の世界各国においてもユーザーを獲得しております。

当社グループでは、これまで蓄積してきたマーケティングのノウハウ及び各地域の嗜好やニーズに合わせてコンテンツをカスタマイズしてきた経験を活かし、今後も特にアジアや「LINE」の認知度が高い市場に焦点をあて、メッセージ・アプリケーションだけではなく、その他のサービスにおいてもユーザー基盤の拡大及びユーザーエンゲージメントの向上を目指してまいります。

④ 競合他社への対応

当社が事業を展開するインターネット及びモバイルアプリケーション市場において、ユーザーを誘致し確保するため競合他社も取組みを強化しており、今後競争が一層激しくなっていくことが予想されます。

当社グループが提供する「LINE」は、モバイルメッセージ・サービスとの直接的な競合関係だけでなく、幅広いソーシャル・ネットワーキング・サービス、オンライン広告サービス、ゲーム会社、携帯通信事業者、eコマース企業、音楽配信企業、AI関連企業、Fintech関連企業等、LINEプラットフォーム上で提供するサービスの特定機能と競合する可能性のある製品やサービスを提供する企業との競争に直面しております。当社グループでは、製品及びサービスの実用性、性能及び信頼性、プラットフォーム提携先との関係構築及び関係維持等により、ユーザーの拡大を進めるとともに、ユーザーの規模や構成により魅力的なコンテンツやサービスを提供する企業を惹きつけ、差別化を図っております。

さらに当社は、広告主の予算や宣伝活動の管理及び最適化用ツールやシステムの開発の面において、オンラインメディアを含むメディア媒体と競合しております。広告主の予算を獲得するため、当社グループでは、ユーザーのサービス利用の促進、広告在庫の確保、ターゲティング機能等を含む広告プラットフォームの機能改善を通じ、差別化を図っております。

モバイルアプリケーション市場全体が拡大することは、当社グループにとって大きなメリットになると思われ、上記の差別化を図りながら、既存サービスの利便性を強化し、更なる成長を進めるとともに、新規サービスの投入及び海外展開をより一層積極的に取り組んでまいります。

⑤ 優秀な人材の採用

当社グループでは、今後の更なる成長にとって優秀な人材を適時に採用することが経営上重要な課題と認識しております。特に上級管理者、エンジニア、デザイナー及びプロダクトマネージャー等、高度な技能を有する人材を巡って厳しい競争を迎えており、採用コストは増加傾向にあります。この競争環境は、特に先進的な技術分野や成長の早いインターネット事業に属する他の企業と競っております。当社グループでは、優秀な人材を採用していくために、独立性、創造性、イノベーションを奨励する労働環境等の従業員の高いモチベーションにつながる環境整備や、やりがい及び報酬等の人事制度の面から企業としての採用競争力を強化してまいります。

⑥ 経営管理体制及び法令遵守の強化

当社グループは、事業拡大により従業員数が急激に増大しており、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等の変化に対して速やかにかつ柔軟に対応できる組織を運営するため、また、企業価値を継続的に向上させるため、諮問委員会によるガバナンス向上や、内部統制に係る体制、法令遵守の徹底に向けた体制の強化に努めてまいります。

⑦ システム基盤の強化

当社グループは、収益の基盤となるサービスをインターネット上で展開していることから、システムの安全性及び安定性の確保が経営上の重要な課題であると認識し、これまでも、ユーザーからの信頼構築と維持のため、ユーザーのプライバシー保護、安全なオンライン環境の推進、ユーザーデータの安全性を保証するプログラムの開発及び導入等を行ってまいりました。セキュリティに関しては、ユーザーの個人情報保護に対する取組みの一環として、技術及び人的資源への投資を行っており、当社グループのセキュリティ室は、商用ツール、コードの安全性の検討や侵入試験、内部及び外部監査を利用したセキュリティの脆弱性の調査を積極的に実施しております。また、当社グループは、情報の保護の方策を厳格に実行するための内部方針を制定し、加えてセキュリティ及びプライバシー両方の国際的な認証を取得しております。なお、ユーザーが誰と何を共有するかはユーザーの権限であるとの方針のもと、ユーザー間のプライベートなコミュニケーションの監視は行っておりません。

当社グループでは、今後も引き続きユーザー数の増加に対応するための負荷分散等、設備への先行投資をはじめ、継続的にシステム基盤の強化を図るとともに、大容量データのハンドリング技術や高い障害対応能力をさらに進化させ、ユーザーが安心して利用できる信頼性の高いシステム構築に取り組んでまいります。

⑧ サービスの安全性及び健全性の確保

当社グループが提供する「LINE」は、ユーザー同士の密接なコミュニケーションを補完するツールであります。そのクローズドなコミュニケーションの場というサービスの特質上、時としてユーザーがトラブルに巻き込まれてしまうことを当社としては非常に憂慮しており、各種対策を行っております。

「LINE」はユーザーが他のユーザーからのLINE IDによるアカウント検索を許すか否かについて選択できるように設計されている他、未成年の利用者のトラブルを未然に防ぐ目的で、年齢確認をしていない利用者や18歳未満の利用者は、「LINE」のID設定及びID検索機能をご利用いただけません。

また、当社グループでは青少年の健全なインターネット利用を啓発するための教材の開発や、学生、生徒、児童向けや、教職員、PTA等に向けた、安心安全な利用を呼びかける啓発講演活動を2012年以降継続して実施する等、情報モラル教育の発展に努めております。

今後も引き続き、利用者保護のための適切な措置を随時講じる等、サービスの安全性及び健全性の確保に努めてまいります。

(4) 設備投資等の状況

当社グループの2018年度における設備投資の総額は、18,805百万円であります。

その主要なものは、「LINE」のサービス提供に係るシステムの安定運用を目的としたサーバ及びネットワーク関連機器の購入12,089百万円となっております。

なお、重要な設備の除却はありません。

(5) 資金調達の状況

社債の発行による資金調達

当社は、当連結会計年度におきまして、以下のとおり転換社債型新株予約権付社債の発行を行い、総額で149,978百万円の資金調達を行いました。

区分	発行名称	発行日	発行総額	償還日
公募	2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	2018年9月20日	37,494.5百万円	2023年9月20日
公募	2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	2018年9月20日	37,494.5百万円	2025年9月19日
第三者割当	2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	2018年9月20日	37,494.5百万円	2023年9月20日
第三者割当	2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	2018年9月20日	37,494.5百万円	2025年9月19日

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社であるNAVER Corporationは当社の議決権の72.62%を保有しております。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金又は出資金	議決権比率	主要な事業内容
LINE Plus Corporation	209億6千9百万ウォン	100%	LINEサービスに係る海外営業及びマーケティング
LINE Financial 株式会社	295億円	100%	Fintech事業の企画及びマーケティング
LINE Financial Asia Limited	2億3千万米ドル	100%	東南アジア各国での金融事業関連子会社の株式保有及び統括

- (注) 1. 2018年1月にLINE Financial株式会社を設立いたしました。
2. 2018年9月にLINE Financial Asia Limitedを設立いたしました。

③ 重要な組織再編等の状況

当社の子会社であるLINEモバイル（株）は、2018年4月にソフトバンク（株）を割当先とする第三者割当増資を実施いたしました。これにより、当社グループのLINEモバイル（株）に対する所有割合は100.0%から49.0%となり、LINEモバイル（株）は当社の連結子会社から持分法適用関連会社となりました。

2018年8月にNextFloor Corporationは、当社の子会社であるLINE Games Corporation及びNextFloor Basement Labo Corporationを吸収合併し、社名をLINE Games Corporationに変更いたしました。これに伴い、当社のLINE Games Corporationに対する所有割合は、自己株式控除後で73.5%となりました。また、同社は、2018年11月にLungo Entertainment Ltd.を割当先とする第三者割当増資を実施いたしました。これにより、当社グループのLINE Games Corporationに対する自己株式控除後の所有割合は73.5%から49.5%となり、LINE Games Corporationは当社の連結子会社から持分法適用関連会社となりました。

(7) 主要な事業所（2018年12月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区

② 主要な子会社

国内	LINE Fukuoka株式会社（福岡県福岡市）、LINE Pay株式会社（東京都新宿区）、LINE Ventures株式会社（東京都新宿区）、M.T.Burn株式会社（東京都港区）、Gatebox株式会社（東京都千代田区）、BALIE株式会社（宮城県仙台市）、LINE Friends Japan株式会社（東京都新宿区）、LINE TICKET株式会社（東京都新宿区）、ネクストライブラリ株式会社（東京都新宿区）、ファイブ株式会社（東京都渋谷区）、LINEバイト株式会社（東京都新宿区）、LINE Financial株式会社（東京都新宿区）、LVC株式会社（東京都新宿区）
海外	LINE Plus Corporation（韓国 京畿道城南市）、LINE PLAY Corporation（韓国 ソウル特別市）、LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD（シンガポール シンガポール市）、LINE Company (Thailand) Limited（タイ バンコク市）、LINE Taiwan Limited（台湾 台北市）、LINE Biz Plus Corporation（韓国 京畿道城南市）、Line Biz+ Taiwan Limited（台湾 台北市）、PT. LINE Plus Indonesia（インドネシア ジャカルタ市）、LFG HOLDINGS LIMITED（中華人民共和国 香港特別行政区）、LINE Friends Corporation（韓国 ソウル特別市）、LINE Euro-Americas Corp.（米国 カリフォルニア州）、LINE Financial Plus Corporation（韓国 京畿道城南市）、LINE Financial Asia Limited Corporation（中華人民共和国 香港特別行政区）、LINE TECH PLUS PTE.LTD.（シンガポール シンガポール市）

(8) 従業員の状況 (2018年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前期末比増減（名）
コア事業	3,914 [266]	+ 520 [△37]
戦略事業	1,575 [87]	+ 657 [+13]
全社（共通）	995 [44]	+ 207 [△1]
合計	6,484 [397]	+ 1,384 [△25]

- (注) 1. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前期末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。
2. 全社（共通）は、管理部門及びセグメントに分けられない技術部門の従業員数です。
3. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
4. 従業員数の〔外書〕内には、臨時従業員の年間平均雇用人員数（1日7時間30分換算）を記載しています。
5. 従業員数が当連結会計年度中において、1,384名増加したのは、主として事業拡大に伴う期中採用によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
1,903 [90]	+ 443 [△2]	34歳	3年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数の〔外書〕内には、臨時従業員の年間平均雇用人員数（1日7時間30分換算）を記載しています。
3. 従業員数が当事業年度中において443名増加したのは、主として事業拡大に伴う期中採用によるものであります。

(9) 主要な借入先 (2018年12月31日現在)

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	12,000
株式会社みずほ銀行	10,000
株式会社りそな銀行	1,000

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2018年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 普通株式 690,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 240,524,642株

(注) 1. 当社は、2018年4月9日付にて取締役会で決議した、株式給付信託（J-ESOP）への追加拠出に伴う第三者割当増資により、発行済株式の総数は2018年4月25日付にて1,172,332株増加しております。

2. 当事業年度中における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は855,500株増加しております。

(3) 株主数 32,413名

(4) 上位10位の株主

株主名	持株数	持株比率
NAVER Corporation	174,692,000株	72.62%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	7,839,912株	3.25%
MOXLEY & CO LLC	6,943,340株	2.88%
MS IP CLIENT SECURITIES	4,823,136株	2.00%
慎 ジュンホ	4,760,500株	1.97%
KSD-MIRAE ASSET DAEWOO (CLIENT)	4,612,600株	1.91%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COL LATERAL NON TREATY-PB	3,523,100株	1.46%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,778,300株	1.15%
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	1,978,822株	0.82%
イ ジュノ	1,638,000株	0.68%

(注) 1. 持株比率は小数点第2位未満を切り捨てております。

2. 持株比率は、自己株式953株を控除して計算しております。なお、当該計算にあたって、自己株式には株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式は含んでおりません。

3. KSD-MIRAE ASSET DAEWOO (CLIENT)の持株数には、当社取締役である李海珍が実質的に保有する当社株式4,594,000株を含んでおります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第4回新株予約権	第16回新株予約権	第20回新株予約権
新株予約権の数	116個	111個	12,621個
保有人数（当社取締役）	1名	2名	4名
目的である株式の種類及び数（新株予約権1個あたり）	当社普通株式 500株	当社普通株式 500株	当社普通株式 100株
払込金額（新株予約権1個あたり）	無償	無償	154,500円
行使価額	344円	1,320円	4,206円
行使期間	2015年12月17日から 2023年12月16日まで	2017年2月4日から 2025年2月3日まで	2018年7月18日から 2027年7月18日まで

(注) 1. 上記の新株予約権に、当社社外取締役及び当社監査役の保有分はありません。

2. 上記のうち、第4回及び第16回新株予約権における主な行使条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役又は従業員若しくはこれらに準ずる地位のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が、事前に新株予約権の保有及び行使を認めた場合はこの限りではない。
- ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。

3. 上記のうち、第20回新株予約権における主な行使条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として
交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

	2023年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	2025年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債
発行決議日	2018年9月4日	2018年9月4日
新株予約権の数	7,316個	7,316個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
権利行使時1株あたりの行使価額	7,467円	7,518円
権利行使期間	2018年10月4日から 2023年9月6日まで	2018年10月4日から 2025年9月5日まで
新株予約権付社債の残高	71,460百万円	70,672百万円

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2018年12月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
イ デ サ フ 出 澤	タクシ 剛	代表取締役社長CEO LINE Book Distribution（株） 代表取締役 LINE Digital Frontier（株） 代表取締役
マ ス ダ 舩 田	ジュン 淳	取 締 役 C S M O LINE MUSIC（株） 代表取締役 LINE Ventures（株） 代表取締役 LINE TICKET（株） 代表取締役 LINE Tapas（株）（現 LINE CONOMI（株）） 代表取締役 夢の街創造委員会（株） 取締役
シン 慎	ジュンホ ジュンホ	取 締 役 C S O LINE Plus Corporation 代表取締役
ファン 黄	インジュン 仁 竣	取 締 役 C F O LINE Ventures（株） 代表取締役
イ 李	ヘ ジ ン 海 珍	取 締 役 会 長
ク ニ ヒ ロ 國 廣	タダシ 正	取 締 役 国広総合法律事務所 弁護士 東京海上日動火災保険（株） 社外取締役 三菱商事（株） 社外監査役 オムロン（株） 社外監査役
コ タ カ 小 高	コ ウ ジ 功 嗣	取 締 役 小高功嗣法律事務所 弁護士 ケネディクス（株） 社外取締役 Apollo Management Japan Limited 日本における代表者
ハ ト ヤ マ 鳩 山	レ ヒ ト 玲 人	取 締 役 （株）鳩山総合研究所 代表取締役 ビジョン（株） 社外取締役 トランスコスモス（株） 社外取締役
クラサワ 倉 澤	ヒトシ 仁	常 勤 監 査 役
カナ イ 金 井	タカシ 高 志	監 査 役 武蔵野大学法学部特任教授 フランテック法律事務所 弁護士
ワタナベ 渡 邊	ナ オ キ 直 樹	監 査 役 双日（株） 理事 弁護士

(注) 1. 取締役の國廣正氏、小高功嗣氏、鳩山玲人氏は社外取締役であります。
2. 監査役の倉澤仁氏、金井高志氏、渡邊直樹氏は社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役全員及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

招集
で
通知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

監
査
報
告

4. 監査役金鎖熙氏は、2018年9月1日をもって退任いたしました。退任事由及び重要な兼職の状況は以下のとおりです。

退任事由	重要な兼職の状況
辞任	NAVER I&S Corporation代表取締役

5. 監査役金鎖熙氏の辞任に伴い、監査役の法定員数を欠くことになるため、補欠監査役の渡邊直樹氏が2018年9月1日付で監査役に就任いたしました。なお、渡邊直樹氏は、2017年3月30日開催の当社第17回定時株主総会において補欠監査役に選任されております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、國廣正氏、小高功嗣氏、鳩山玲人氏、倉澤仁氏、金井高志氏、渡邊直樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となっております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役8名 1,216百万円(うち社外取締役3名 45百万円)

監査役4名 16百万円(うち社外監査役3名 13百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には役員賞与137百万円を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の額には職務執行の対価として付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額(取締役780百万円)を含んでおります。
4. 取締役の報酬限度額は年額10億円以内(ストック・オプションを除きます。)であります(2015年3月31日開催第15回定時株主総会決議)。
5. 監査役の報酬限度額は年額1億円以内であります(2005年3月31日開催第5回定時株主総会決議)。
6. 上記には、2018年9月1日をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

当社は、取締役鳩山玲人氏の重要な兼職先であるトランスコスモス（株）との間で営業上の取引関係があります。そのほか、当社と各社外取締役及び各社外監査役の重要な各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役國廣正氏は、当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席いたしました。主に企業の危機管理やコンプライアンス体制構築に関して、弁護士としての専門的見地から、取締役会において適切かつ有益な助言・提言を行っております。

取締役小高功嗣氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち15回に出席いたしました。弁護士及び投資銀行家としての金融・資本市場に関する豊富な知見に基づき、取締役会において適切かつ有益な助言・提言を行っております。

取締役鳩山玲人氏は、当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席いたしました。主にコンテンツビジネス及びキャラクターライセンスビジネスを中心に、企業経営を通じて培われた海外における事業展開及び経営管理に関する豊富な知見に基づき、取締役会において適切かつ有益な助言・提言を行っております。

監査役倉澤仁氏は、当事業年度開催の取締役会17回すべてに、また、監査役会13回すべてに出席いたしました。長年の企業経営の経験と高い見識に基づき、取締役会及び監査役会において適切かつ有益な助言・提言を行っております。

監査役金井高志氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち16回、また、監査役会13回すべてに出席いたしました。主に長年のベンチャー企業への法務支援で培われた豊富な知見に基づき、弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において適切かつ有益な助言・提言を行っております。

監査役渡邊直樹氏は、監査役就任以降、当事業年度開催の取締役会5回すべてに、また、監査役会4回すべてに出席いたしました。主にM&Aやジョイントベンチャーなどの長年の事業会社への法務支援で培われた豊富な知見に基づき、弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において適切かつ有益な助言・提言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	398百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	473百万円

(注) 1. 当社と会計監査人PwCあらた有限責任監査法人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社であるLINE Plus Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人であるSamil PricewaterhouseCoopersによる監査を受けております。

(3) 非監査報酬の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター業務及び行動規範アンケートに関する助言業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、当社が会計監査人と監査契約を締結する際に、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等に同意しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針を取締役会にて決議しています。その概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます。）の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、LINEグループ行動規範を制定し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを取締役及び使用人に徹底する体制を採ります。
- ②代表取締役の直轄組織として内部監査室を設置し、当社グループの内部監査を実施する体制を採ります。
- ③使用人が直接法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に、匿名で通報することができる内部通報制度を設置します。
- ④コンプライアンスを推進するための専門部署を設置し、コンプライアンス体制の構築及び推進を実施します。
- ⑤社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力に対しては組織全体で対応し、外部専門機関と連携しつつ、毅然とした対応を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規則、文書管理規程及び情報セキュリティに関する規程等を定め、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録として記録し、保存する体制を採ります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理に係る諸規程を定め、リスク管理に関する意思決定を迅速に行う体制を採ります。
- ②代表取締役社長を中心として、リスク情報の共有や対応策の検討等を行うための会議体を設置し、これを遂行する体制を採ります。
- ③最高情報セキュリティ責任者（CISO）及び最高個人情報保護責任者（CPO）を任命のうえ、各責任者を長とした会議体を組織し、情報資産の保護・管理を強化するとともに、情報資産にまつわるリスクを適切に管理する体制を採ります。
- ④危機管理規程を定め、事業継続に影響を与えるリスク又はその可能性が生じた場合に、代表取締役及び担当取締役の指示のもとで組織的なリスクマネジメントを行う体制を採ります。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、リスクマネジメントの実効性及び妥当性をプロセス毎に監査し、その重要性に応じて、その結果を代表取締役及び監査役へ報告する体制を採ります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会にて経営上の重要な意思決定を行い、業務執行取締役が業務を執行する体制を採ります。また、執行役員制度を採用し、相当部分の業務の執行を執行役員へ委譲することによって経営と執行を分離し、意思決定及び業務執行の効率化を図ります。個別の業務執行においては、社内規則に基づいて職務権限と業務の分掌を適切に行い、業務の専門化と高度化を図ります。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程を定め、子会社に対して重要事項の報告及び事前協議を行わせることにより、子会社の取締役の職務の執行に係る事項に関して、当社への適時適切な報告が実施される体制を採ります。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の財務、法務、セキュリティ等の責任者との間で随時意見交換を行い、リスク管理上の課題、財務報告の正確性の観点からの課題を把握し、子会社の損失の危険を管理する体制を採ります。

③子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループとしての共存・共栄を図るため、当社は、子会社との間で相互に緊密な連携を取りつつ、それぞれ自律的に業務の適正を確保する体制を整備することにより、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を採ります。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ全体に適用されるLINEグループ行動規範を制定し、定期的に教育研修を行うことで、コンプライアンス意識の醸成及び強化を図ります。また、当社グループの海外コンプライアンス活動の推進及びモニタリングを行うための会議体を設置し、これを遂行する体制を採ります。子会社におけるコンプライアンス違反が疑われる事象について迅速に情報を収集することができるよう内部通報窓口を設置し、同窓口の利用を推進します。

⑤関連当事者取引や利益相反取引により株主の利益が害されることを防止するための体制

社外取締役のみから構成される諮問委員会を設置し、関連当事者取引や利益相反取引のうち重要なものについては同委員会において事前審議を行うこととし、取締役会がその審議結果を尊重する体制を採ります。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を速やかに選任します。

②前項の使用人の人事異動、評価及び懲戒等の人事に関する事項については、監査役の事前の同意を要するものとする等、取締役からの独立性を確保し、かつ、当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するよう、配慮します。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人が法令、定款又はLINEグループ行動規範に違反する行為、当社グループに重大な損失を及ぼすおそれのある行為その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項（以下「法令違反行為等」といいます。）を察知した場合、監査役に対して当該事項を速やかに報告する体制を採ります。

また、監査役による取締役会への出席、常勤監査役による経営会議への出席、内部監査室の常勤監査役に対する内部監査結果の報告、その他取締役と監査役との協議によって、監査役への報告を実効的なものとする体制を採ります。

②子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

法令違反行為等を察知した子会社の取締役、監査役及び使用人（以下「子会社の取締役等」といいます。）又は子会社の取締役等から法令違反行為等の報告を受けた当社取締役若しくは使用人が、監査役に対して当該事項を速やかに報告する体制を採ります。

③前二項の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して不利益な取扱いを行うことを禁止する体制を採ります。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務について、監査の実効性を担保するべく、必要十分な予算を確保する体制を採ります。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役、取締役、会計監査人である監査法人とそれぞれ意見交換会を実施し、また、常勤監査役は、内部監査室と連携し、会社の業務及び資産状況の調査その他の監査実務の遂行にあたり、監査項目の選別、実施等において効率的かつ実効性の高い監査を行う体制を採ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、内部統制システム構築の基本方針に基づき、当該体制の整備と適正な運用に努めています。当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の法令等遵守に関する取組み

- ①当社グループの役職員が守るべき法的及び倫理的な行動規範として、LINEグループ行動規範(LINE Group Code of Conduct)を定め、社内イントラネット等に複数言語で掲載し、随時確認することができるようにしております。また、入社に際しては、就業規則等の社内規程及びLINEグループ行動規範を遵守する旨の誓約書を取得することにより、確実な周知と徹底を図っています。入社後においては、LINEグループ行動規範や各種法令に関する研修を実施し、またLINEグループ行動規範に関する意識調査を実施することによって、その浸透度を可視化し、更なる意識向上を推進しております。
- ②業務の適正を確保するため、使用人が法令や社内規程上疑義のある行為について情報提供を行う手段として、内部通報規程を定め、内部通報制度を整備しております。内部通報規程では通報者に対する不利益な取扱いの禁止を明記し、また通報の受付窓口は外部の法律事務所に設置しています。内部通報内容の調査の結果、何らかの違法・不当な事実が認められた場合には、必要な対処措置を講じることとなりますが、その際、利益が相反する者を通報事案の処理に関与させないこととし、調査の実施にあたっては通報者の秘密を守るため通報者が特定されないよう調査の方法にも十分配慮しております。
- ③「反社会的勢力による被害の防止に関する規程」を策定し、暴力団等の排除に取り組むこと、暴力団等の排除において警察や弁護士等外部の機関と連携すること等を定めています。
同規程に基づき、取引の相手方が反社会的勢力か否かを確認することとし、契約書中には暴力団等排除に係る条項を設けることとしています。また、暴力団等排除の措置の趣旨や内容、具体的な事案における対処措置について、社内研修や個別の会議、電子メールの配信等を通じて、関係従業員に対して周知することにより、排除措置の実効性を高めるよう努めています。

2. リスク管理に関する取組み

- ①当社では、全社的なリスクやリスクが高いと考えられる事項について、取締役会に適時に報告がなされております。
- ②社長に直属する内部監査室が、監査計画に基づき監査を実施し、監査結果を記載した監査報告書を、社長、常勤監査役及び必要な範囲で被監査部署の長に提出・報告しております。その際、一定の措置が必要な場合には、被監査部署に対して、措置要望書を併せて送付し、対策及び処理の方針、計画並びにその実施状況等を集約して記載した措置報告書を提出させることにより、業務の改善及び経営の効率化を図っています。子会社に対する内部監査については、当社の内部監査室と各社の内部監査担当が、適宜役割分担をしながら実施しておりますが、子会社の内部監査担当部門が監査を担当する場合であっても、必要な場合には当社の内部監査室が直接監査を行うことができるものとしており、監査の品質確保に努めております。
- ③CPO/CISOを長とした会議を定期的に開催し、当社グループの保有する情報資産及びユーザーのプライバシー保護に関して、当社の関係各部署の意見を集約し、統一的な対策の推進とLINEブランドの維持向上を図っております。

3. 取締役の職務執行の効率性及び適正性に関する取組み

- ①取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の最高意思決定機関として法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決議するとともに、業務執行の状況を監督しております。取締役会議事録は、取締役会規則に則り、取締役会事務局によって開催毎に作成され、社内規程に基づき保存・管理されております。
- ②当社では、代表取締役社長、CFO、CSO、CSMO、CPO/CISO、財務経理担当執行役員、人事担当執行役員、法務担当執行役員、内部監査担当執行役員及び常勤監査役が出席する経営会議を適宜開催しております。経営会議は、取締役会付議事項について事前審議を行い、取締役会で決定された戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況等について議論し、意思決定を行っております。また、当社の投資に関する事項については、代表取締役社長、CFO、CSO、CSMOが出席する投資戦略会議を適宜開催しております。

4. 監査役の監査の実効性確保に関する取組み

- ①常勤監査役は、取締役会及び経営会議に出席し、業務執行状況を把握しております。また、前記2. ②記載のとおり、内部監査室が監査計画に基づき実施した監査結果を記載した監査報告書は、常勤監査役に提出・報告され、情報の共有が図られています。
- ②監査役監査は、年間の監査役監査計画にて定められた内容に基づき実施し、原則として月1回開催される監査役会にて情報共有を図っております。監査役監査では、代表取締役社長との意見交換、重要な会議への出席、重要書類の閲覧、重要な財産の調査、事業部門へのヒアリング、子会社調査等を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携を取りながら、監査の実効性、効率性を高めています。
- ③専任の監査役スタッフを監査役会の直轄下に設置し、執行部門の組織から分離させております。監査役スタッフは、内部監査室と連携して監査役の職務の補助を行います。また監査役スタッフの人事異動及び人事考課については、常勤監査役の同意を得たうえで決定しております。
- ④監査役による職務の遂行を図るために生じる費用については、監査の実効性を担保するために必要な予算を確保しております。

5. 当社グループの業務の適正確保に関する取組み

- ①関係会社管理規程を定めることにより、当社の関係会社に関する管理基準を明確化し、同規程に基づき、当社関係各部署は、グループ会社の業務執行に関する一定の事項について報告を受けています。また、グループ会社の業務執行や、グループ会社に対する議決権行使について、その重要性に応じて代表取締役、経営会議、投資戦略会議又は取締役会の決裁を受ける体制を整備しています。
- ②財務諸表に係る内部統制に関して、内部統制チームは、事業年度毎に「財務報告に係る内部統制の評価に関する基本計画」を立案し、取締役会の承認を得ています。内部統制チームは、同計画に基づいて当社グループの内部統制を評価し、重要な不備がある場合には改善指示を行うものとしております。
- ③少数株主保護の観点から、社外取締役のみにより構成される諮問委員会を設置しております。諮問委員会は、親会社であるNAVER Corporationとの取引を含む関連当事者取引や利益相反取引のうち重要な内容、取締役会の運営状況、少数株主保護に関する方針等に関して審議検討を行い、取締役会においては当該諮問委員会の意見を尊重することとしております。

7 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社のNAVER Corporationに対して、相互の企業価値向上を果たし、長期的に友好な取引・協調関係を今後も維持・発展させていくため、NAVER Corporationの一定程度の持分比率を維持することを目的として、2018年9月に第三者割当による2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第三者割当による2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、総称して「本社債」といいます。）を発行いたしました。

当社は、関連当事者取引管理規程を定め、当社又は当社の子会社が、当社の子会社及び関連会社以外の関連当事者との間で取引をする場合、その必要性、取引条件の妥当性等を明らかにした上で、経営会議の承認を得ることとしております。また、当社は、少数株主保護の観点から、社外取締役のみにより構成される諮問委員会を設置しており、諮問委員会は、関連当事者取引や利益相反取引のうち重要な内容、取締役会の運営状況、少数株主保護に関する方針等に関して審議の上、取締役会に必要な提言を行うことができるものとしております。取締役会においては、諮問委員会の意見を尊重し、必要な経営判断を行うこととしております。

そのため、当社では、経営会議の承認を得るとともに、諮問委員会の審議に付し、本社債の発行が当社及び当社グループの事業の成長、そして、中長期的な企業価値向上を目指すために必要な取引であること、割当予定先の選定理由が合理的であること、及び本社債の発行条件等が相当であること等を総合的に検討した結果、本社債の発行が当社の少数株主にとって不利益でないものとの諮問委員会の意見を得ています。当社取締役会は、その意見を踏まえて、本社債の発行は当社の利益を害さないものと判断し、本社債の発行を決議しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
流 動 資 産	325,514
現 金 及 び 現 金 同 等 物	256,978
売掛金及びその他の短期債権	37,644
その他の金融資産（流動）	15,915
契 約 資 産	339
た な 卸 資 産	4,887
そ の 他 の 流 動 資 産	9,751
非 流 動 資 産	161,073
有 形 固 定 資 産	24,726
の れ ん	17,095
のれん以外の無形資産	5,298
関連会社及び共同支配企業投資	53,921
その他の金融資産（非流動）	42,287
繰 延 税 金 資 産	17,107
そ の 他 の 非 流 動 資 産	639
資 産 合 計	486,587

科 目	金 額
流 動 負 債	123,226
買掛金及びその他の未払金	34,985
その他の金融負債（流動）	36,726
未 払 費 用	18,405
未 払 法 人 所 得 税	4,855
契 約 負 債	24,637
引 当 金 （ 流 動 ）	2,581
そ の 他 の 流 動 負 債	1,037
非 流 動 負 債	154,847
社 債	142,132
その他の金融負債（非流動）	527
繰 延 税 金 負 債	503
引 当 金 （ 非 流 動 ）	3,309
退職給付に係る負債	6,943
そ の 他 の 非 流 動 負 債	1,433
負 債 合 計	278,073
当社の株主に帰属する持分合計	198,916
資 本 金	96,064
資 本 剰 余 金	118,626
自 己 株 式	△8,205
利 益 剰 余 金	△5,556
その他の包括利益累計額	△2,013
非 支 配 持 分	9,598
資 本 合 計	208,514
負 債 及 び 資 本 合 計	486,587

(記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。)

連結損益計算書
(2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	235,281
売 上 収 益	207,182
そ の 他 の 営 業 収 益	28,099
営 業 費 用	△219,171
営 業 利 益	16,110
財 務 収 益	413
財 務 費 用	△519
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	△11,148
為 替 差 損 益	△902
そ の 他 の 営 業 外 収 益	869
そ の 他 の 営 業 外 費 用	△1,469
継 続 事 業 に 係 る 税 引 前 利 益	3,354
法 人 所 得 税	△9,522
継 続 事 業 に 係 る 純 損 失	△6,168
非 継 続 事 業 に 係 る 純 利 益	376
当 期 純 損 失	△5,792
当 期 純 損 失 の 帰 属 ：	
当 社 の 株 主	△3,718
非 支 配 持 分	△2,074

(記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	195,265
現金 及 び 預 金	140,564
売 掛 金	25,414
有 価 証 券	2,952
商 品	165
前 払 費 用	5,637
繰 延 税 金 資 産	7,324
そ の 他	13,470
貸 倒 引 当 金	△264
固 定 資 産	230,775
有 形 固 定 資 産	18,300
建 物	3,954
工 具 、 器 具 及 び 備 品	14,345
無 形 固 定 資 産	312
の れ ん	189
ソ フ ト ウ ェ ア	96
そ の 他	27
投 資 そ の 他 の 資 産	212,162
投 資 有 価 証 券	23,029
関 係 会 社 株 式	156,919
その他の関係会社有価証券	14,294
長 期 貸 付 金	4,036
長 期 前 払 費 用	127
繰 延 税 金 資 産	9,926
そ の 他	6,924
貸 倒 引 当 金	△3,095
資 産 合 計	426,041

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	91,861
買 掛 金	1,796
短 期 借 入 金	23,000
未 払 金	25,718
未 払 費 用	13,026
未 払 法 人 税 等	2,352
前 受 金	11,061
預 り 金	2,499
前 受 収 益	8,969
ポ イ ン ト 引 当 金	2,184
そ の 他 の 引 当 金	546
そ の 他	705
固 定 負 債	151,121
転換社債型新株予約権付社債	148,060
そ の 他 の 引 当 金	444
資 産 除 去 債 務	2,164
そ の 他	452
負 債 合 計	242,983
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	178,107
資 本 金	96,063
資 本 剰 余 金	87,053
資 本 準 備 金	86,128
そ の 他 資 本 剰 余 金	924
利 益 剰 余 金	3,195
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,195
繰 越 利 益 剰 余 金	3,195
自 己 株 式	△8,205
評 価 ・ 換 算 差 額 等	113
その他有価証券評価差額金	113
新 株 予 約 権	4,836
純 資 産 合 計	183,057
負 債 及 び 純 資 産 合 計	426,041

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	149,606
売上原価	85,859
売上総利益	63,746
販売費及び一般管理費	60,680
営業利益	3,066
営業外収益	
受取利息及び配当金	371
その他の	1,024
営業外費用	
支払利息	20
その他の	1,552
経常利益	2,889
特別利益	
関係会社清算益	460
特別損失	
関係会社株式評価損	3,329
その他の関係会社有価証券評価損	1,455
関係会社貸倒引当金繰入額	479
税引前当期純損失	△1,916
法人税、住民税及び事業税	4,516
法人税等調整額	△2,758
当期純損失	△3,674

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月25日

LINE株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩 尾 健太郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 千代田 義 央 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 那 須 伸 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、LINE株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、LINE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月25日

LINE株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩 尾 健太郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 千代田 義 央 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 那 須 伸 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、LINE株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月25日

LINE株式会社 監査役会

常勤監査役 倉 澤 仁 ㊞

監査役 金 井 高 志 ㊞

監査役 渡 邊 直 樹 ㊞

(注) 監査役倉澤仁、金井高志、渡邊直樹は、いずれも会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

LINEのCSR

当社グループでは、コーポレートミッション「CLOSING THE DISTANCE」のもと、ステークホルダーの皆さまと積極的に協力し合いながら、「より良いコミュニケーションのために」「地域社会とともに」の2つの側面から、社会課題の解決と新たな社会価値の創造に取り組んでいます。

地域社会とともに

減災への取り組み

「LINE」は、2011年3月に発生した東日本大震災をきっかけに、いつでも大切な人と連絡を取ることができるようにと開発されました。2018年は多くの自然災害に見舞われ、災害時におけるLINEの活用や被災者の支援を通して、改めてその想いを固める年となりました。

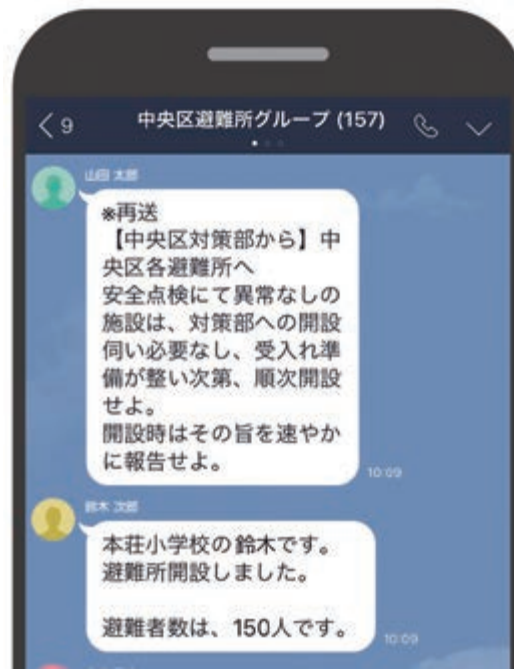
熊本市での「LINE」を活用した防災訓練

地震からの復興に向けて共同で取り組むべく、2017年に熊本市と協定を締結し、毎年、LINEを活用した防災訓練を実施しています。

国立研究開発法人防災科学技術研究所（NIED）との共同プロジェクト

2018年9月には、災害対応能力の高い社会の構築を目指し、NIEDと連携協力に関する協定を締結しました。

国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）ユニバーサルコミュニケーション研究所にも参画いただき、「LINE」アカウントやAIチャットボット技術を活用し、被災者や関係省庁・行政機関が災害状況を迅速に共有できるシステムを確立してまいります。



西日本豪雨やインドネシア地震などへの災害支援募金

皆さまからの募金や皆さまからいただいた募金額やその寄付先は、公式サイトにて公開しています。

公式サイトはこちらから――



より良いコミュニケーションのために

当社グループでは、青少年の安全なインターネット利用促進のため、情報モラル教育に関する様々な取り組みを実施しています。

情報モラル教育 年2,500回の講演活動を継続

2018年も全国の児童・生徒や、保護者・教職員を対象に、講演やカード教材を用いたワークショップ授業を、約2,500回実施しました。



タイの政府系機関と共同での情報モラル教育

前述の活動はタイでも高い評価を受け、2018年5月には、タイの政府系機関であるElectronic Transactions Development Agencyと情報モラル教育に関する覚書を締結しました。

また、現地の学校向けに開発した、タイ語バージョンの教材も同時発表しました。



「LINE」を利用した相談を、児童虐待相談などへも拡大

ユーザーが「LINE」アカウントを通してカウンセラーに相談できるLINE相談は、2017年に初めて長野県でいじめ等に関する相談を実施して以降、全国の自治体や政府機関でも実施され、その内容も、児童虐待の防止や被災者の心のケアなどにも拡大しています。

LINEのセキュリティ

当社グループのコーポレートミッションである「CLOSING THE DISTANCE」を実現するためには、すべての人が安心して身近な人とLINEでつながることのできる環境づくりがかせません。当社グループでは、ユーザー情報の保護を最優先に、安心で安全なサービスを提供するため日夜、取り組んでいます。

安全を支える仕組み

当社のセキュリティ体制

当社グループでは、不正アクセスやサービス停止などの脅威を防ぎ、継続したサービスを提供するため、膨大な数のサーバーを安全に管理し、サービスを多層的・多角的に保護するべく、様々な分野の専門家で構成されたセキュリティ組織を整備しています。



経営陣

報告



CISO/CPO
最高セキュリティ／
プライバシー責任者

セキュリティ組織

ホワイハッカー

サイバー攻撃からサービスを守ります。

プライバシー専門家

世界各国の個人情報保護規制を守ります。

インフラ保護

サービスの基盤となるサーバーやネットワークの安全を守ります。

迷惑行為対策

スパム攻撃などの迷惑行為からユーザーを守ります。

有事対応

サイバー攻撃などの発生を監視し、即座に対応します。

and more...

セキュリティ・プライバシーに関する外部認証

LINEでは、ユーザー情報を保護するための取組みを内部ポリシーとして厳格に定め運用しており、客観的な視点でこれを評価するため、セキュリティ・プライバシーに関する国際的な外部認証を複数取得・維持しています。



ISO27001 認証



SOC2、SOC3 (SysTrust)

PCI DSS Level 1 認証

より安全なインターネット環境を目指して

サイバー防災訓練の実施

当社は、6月9日を「サイバー防災の日」に制定し、インターネットとの安全な向き合い方についての啓発活動を行っています。2回目となる2018年は、個人情報に詐取するフィッシング詐欺の手口を見抜けるかに挑戦する体験型スペシャルムービーを公開し、15日間で約300万人の利用者に閲覧いただきました。この訓練は、インターネット環境全体の問題として、フィッシング対策協議会、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター、一般社団法人セキュリティ対策推進協議会の後援、警視庁の協力、及び業界各社の参画のもと実施しています。



国際セキュリティ・サミットの主催

当社は、サイバーセキュリティを専門分野とする米ソフトウェア企業のIntertrust Technologies社と共同で、国際セキュリティサミットを定期的を開催しております。

2018年は5月に東京、10月にローマで開催し、世界各国から有識者を集め、データが経済の中心となる時代を迎えるにあたっての課題や、新たな法規制との向き合い方などについて、実践的な発表や活発な議論を行いました。

安心安全にご利用いただくために

当社では、すべての皆さまに「LINE」を安心してご利用いただくため、ウェブサイト「LINE Safety Center」を公開しています。当サイトでは、機種変更時のLINEの正しい引き継ぎ方や、友だち追加／ブロックの仕組みなど、大切なアカウントを安全に保ち、トラブルを未然に防ぐための情報をご紹介します。

また、情報モラル教育の講師派遣やワークショップ教材（いずれも無料）のお申込み窓口も設置しています。



「LINE Safety Center」へはこちらから

IR公式アカウントのご紹介

当社グループでは、IRに関する公式アカウント「LINE IR News」を開設いたしました。公式アカウントを「友だち追加」して下さった方には、IR開示や決算情報のほか、プレスリリースやCSR情報からピックアップした最新情報をお届けします。

友だち追加の方法

① 以下のQRコードを読み取るか、アカウント名を検索してください



日本語版



英語版

アカウント名の検索方法

「その他」>「公式アカウント」>
「アカウント名、ID、業種で検索」より
「@lineir_jp」で検索してください。



② 「LINE IR News」を友だち追加

認証ページにて注意事項をご確認の上、「同意する」ボタンを押してください。

LINE Clova製品プレゼントのご案内

当社は、AIアシスタント「Clova」（クローバ）を、より多くの皆さまにご利用いただくため、お申込みくださった株主*の皆さまに以下の製品のうち、いずれかひとつをプレゼントいたします。

*2018年12月31日現在の株主名簿に記載された、1単元（100株）以上を保有する株主を対象とします。

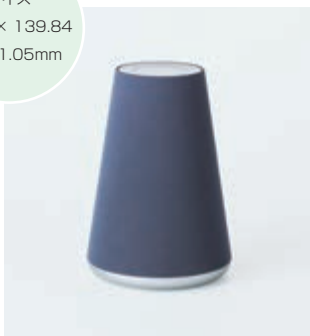
プレゼント対象製品

①Clova WAVEまたは ②Clova Friends Dock（赤外線リモコン）のいずれか

①Clova WAVE

よく音楽やラジオを利用される方向け

サイズ
86.25 × 139.84
× 201.05mm



対話による音声操作ができるスマートスピーカーです。話しかけるだけで音楽やラジオの再生、童話読み上げ、ニュースや天気／交通機関の運行情報の案内など毎日の生活に役立つ機能を提供します。

また、手が離せない時、Clovaに話しかけるだけでLINEの送受信や家電製品（照明・テレビ）の操作ができます。

20Wウーファーと2つのツイーターを搭載したこだわりの音質で、音楽やラジオの再生をよく利用される方におすすめのスマートスピーカーです。

* エアコン操作及び「学習機能」、LINE通話機能は非対応となります。

②Clova Friends Dock（赤外線リモコン）*

昨年の株主プレゼントで「Clova Friends」を受け取られた方向け

Clova Friends mini
（スマートスピーカー）
はプレゼントに
含まれません。

サイズ
直径 75mm
高さ 22.3mm



別売の「Clova Friends / Clova Friends mini」シリーズと組み合わせることで、声だけで照明やテレビ、エアコンなどの操作ができるようになります。

対応リストにない最新モデルや生産終了しているモデルも「学習機能」を使うことで、思い通りに操作することが可能です。「Clova Friends」シリーズの充電もできます。

* Clova Friends Dock（赤外線リモコン）単体でのご利用はできません。別途Clova Friends / Clova Friends miniが必要となります。

お申込み方法等詳細は次ページをご覧ください

LINE Clova製品プレゼントのご案内

お申込み方法

同封の郵便はがき（LINE Clova 製品プレゼント 申込書）をご郵送ください。

※お申し込み内容に不備（複数の製品を選択されている、いずれも選択されていないなど）があった場合、誠に勝手ではございますが、当社で選択し製品をお贈りいたします。※また、対象製品の数には限りがございます。万が一、お選びになった製品が不足した場合には、予告なく選択されたものと別の製品をお贈りする場合があります。※選択された製品について、お申込み後のご変更はお受けいたしかねます。※「LINE Clova製品プレゼント申込書」にご記入いただいたお電話番号・ご住所は製品の発送のみに利用いたします。※送付先は日本国内に限ります。



ご郵送期限 2019年4月30日（火）当日消印有効

※理由の如何にかかわらず、期限内に「LINE Clova製品プレゼント申込書」の当社プレゼント申込事務局への到着が確認できない場合は、プレゼントをお贈りすることができませんのでご了承ください。

プレゼントは4月20日以降 順次発送いたします

※お申込みが集中した場合、プレゼントの到着まで2ヶ月程度を要する場合がございますのであらかじめご了承ください。なお、配送の日時指定はお受けいたしかねます。

プレゼント対象製品ご利用に際しての注意事項

・いずれの製品も日本仕様のため海外でのご利用はできません。また、日本で契約したスマートフォンが必要です。（フィーチャーフォンや海外キャリアの端末では利用できません。）・対象製品のご利用には、**LINE IDとLINE Clovaアプリが必要です**。LINE ClovaアプリはAndroid 4.4 / iOS 9.0（2019年2月26日時点）以上で動作します。・対象製品をご利用の際には**無線LAN（Wi-Fi）によるインターネット接続が必須**です。・ご利用の前に付属の取扱説明書をお読みください。・ご利用に際しては、LINE 利用規約、LINE Clova 利用規約に同意いただく必要があります。
[Clova WAVEのみ] 日本語で話しかけることを想定した製品です。他の言語での利用はできません。

LINE Clova製品に関する詳しい情報はこちらから

LINE Clova 公式サイト
<https://clova.line.me>



LINE Clova製品のご利用に関するお問い合わせはこちらから

LINE Clova 公式サイト サポートページ
<https://clova.line.me/support/contact/>



株主メモ

事業年度 毎年1月1日から12月31日まで

定時株主総会 毎年3月中

基準日 定時株主総会 及び 期末配当金 12月31日
中間配当金 6月30日
その他必要があるときは、あらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めます。

単元株式数 100株

株主名簿管理人及び
特別口座の口座管理機関 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社
本店 証券代行部

公告方法 電子公告 <URL><https://linecorp.com/ja/ir/publicnotice/>
ただし、事故その他止むを得ない事由によって電子公告による公告を
することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

上場証券取引所 東京証券取引所 市場第一部

証券コード 3938

お問合せ先

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵送物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問合せ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土日祝日を除く9:00~17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金 受取り方法の変更等)		みずほ証券 本店及び全国各支店 プラネットブース（みずほ銀行内の店舗） でもお取扱いいたします。 みずほ信託銀行 本店及び全国各支店 *トラストラウンジでは、お取扱できません のでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行及びみずほ銀行 本店及び全国各支店 (みずほ証券では、取次のみとなります。)	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」 の郵送物送付先・電話お問合せ先・各種手続お 取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外 の株式売買はできません。証券会社等に口座を 開設し、株式の振替手続を行っていただく必要 があります。

株主総会会場ご案内

会 場

品川プリンスホテル
アネックスタワー5階
プリンスホール

〒108-8611

東京都港区高輪四丁目10番30号

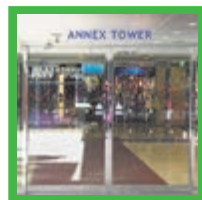
TEL : (03)3440-1111

交 通

新幹線・JR・京急線

品川駅 高輪口から徒歩2分

※専用の駐車場はございませんので、
公共交通機関をご利用ください。



株主総会ご出席株主の皆様へのお土産は
ご用意しておりませんので、あらかじめ
ご了承くださいますようお願いいたします。



本招集ご通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけ
ます。

<https://p.sokai.jp/3938/>

